

第4次香川県海岸漂着物対策等推進計画

令和8年3月

香 川 県

目 次

第1章 計画の目的等	1
1 計画の目的	
2 計画の性格と役割	
3 計画期間	
第2章 香川県の海岸の状況	2
第3章 海ごみの現状	3
1 瀬戸内海の家ごみの状況	
2 香川県の海ごみの状況	
3 海ごみに関する最近の動き	
第4章 香川県の海ごみ対策の基本方針	9
第5章 海ごみの回収・処理対策の推進	11
1 海岸漂着ごみ	
2 漂流ごみ	
3 海底堆積ごみ	
第6章 海ごみの発生抑制対策の推進	14
1 海ごみの発生抑制対策	
2 海ごみ問題の普及啓発	
第7章 海洋プラスチックごみ対策	16
1 プラスチックごみの回収・処理	
2 プラスチックごみの発生抑制	
第8章 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項	17
1 関係者の役割分担	
2 関係者の相互協力による海ごみ対策	
第9章 香川県海ごみ対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海ごみ対策の 推進に関し必要な事項	19
1 災害緊急時における対応	
2 調査研究の推進	
第10章 計画の推進と財政上の措置	20
1 計画の推進体制	
2 財政上の措置	
3 推進計画の変更	
《参考》	21

別図 重点区域・最重点区域

別表 重点区域・最重点区域一覧

第1章 計画の目的等

1 計画の目的

香川県の海岸は閉鎖性海域である瀬戸内海の東部海域に位置している。沿岸の各地域から海域へ流入するごみは、その多くを生活ごみが占め、漂流するごみや海底に沈み堆積するごみ、海岸に漂着するごみになり、これらによる景観や環境の悪化、海岸機能の低下、漁業への影響等が生じており、その対策を講じることは重要な課題である。

このため、海ごみの対策を総合的かつ効果的に推進し、山・川・里（まち）・海のつながりの中で、行政・県民・関係者が連携して海域・陸域一体となった海ごみ対策を推進するために本計画を策定するものである。

2 計画の性格と役割

この計画は、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）」第14条の規定に基づき策定する計画であり、次のような役割を持つ。

- ・ 県内の海ごみの状況を把握し、県内の海岸や海域における海ごみ対策の考え方と施策を体系的に示す。
- ・ 海ごみの回収・処理対策及び発生抑制対策を示す。
- ・ 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項を示す。
- ・ 海ごみ対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海ごみ対策の推進に関し必要な事項を示す。

なお、本計画で使用する用語は、表1のとおりとする。

表1 海岸漂着物等に関する定義

ごみの種類	本計画で使用する用語		海岸漂着物処理推進法	
海岸等に漂着したごみ	海岸漂着ごみ	海ごみ	海岸漂着物	海岸漂着物等
海岸に散乱したごみ			—	
海域に漂流しているごみ	漂流ごみ		漂流ごみ等	
海底に存するごみ	海底堆積ごみ			

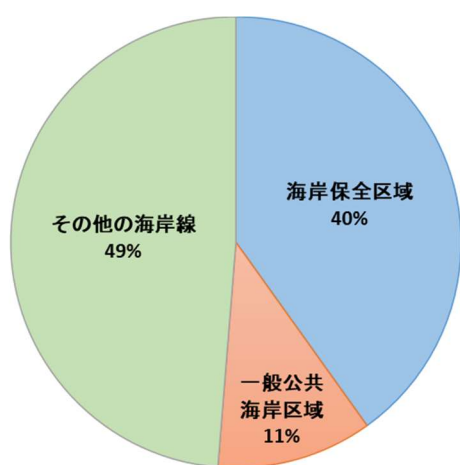
3 計画期間

推進計画の計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

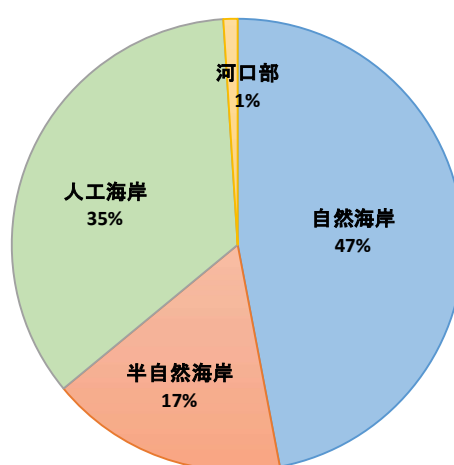
第2章 香川県の海岸の状況

海岸統計（令和6年度版）によると、本県の海岸は、海岸保全区域が約298km（うち二線堤約6km）、一般公共海岸区域が約83km、その他の海岸（保安林、鉄道護岸、道路護岸、河口部、天然海岸等）が約362kmであり、その総延長は約737kmに及ぶ。

また、第5回自然環境保全基礎調査（平成8年）によると、海岸線のうち、自然海岸^{※1}は約332km、半自然海岸^{※2}は約119km、人工海岸^{※3}は約250km、河口部は約8kmである。



海岸統計（令和6年度版）より作成



第5回自然環境保全基礎調査（平成8年）より作成

図1 香川県の海岸の状況

本県の海岸は、海水浴場や潮干狩場等、自然とのふれあいの場や地域住民の憩いの場として多くの人に利用されてきた。また、海岸の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等が多く存在し、重要な観光資源となっている。さらに、輸送・物流拠点としての港湾や水産業を支える漁港、マリレジャーのための施設も多く整備されている。

砂浜や干潟は、自然の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育の場等として重要な役割を果たしている。

※1 自然海岸：海岸が人工によって改変されずに自然の状態を保持している海岸。

※2 半自然海岸：道路、護岸、消波ブロック等の人工構築物で海岸の一部に人工が加えられているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸。

※3 人工海岸：海岸が、港湾・埋立・浚渫・干拓等の土木工事により著しく人工的に改変された海岸。

第3章 海ごみの現状

1 瀬戸内海の家ごみの状況

「瀬戸内海における海洋ごみ収支^{※4}」によると瀬戸内海の家ごみは、外海から流れ着いたものは7%しかなく、ほとんどが瀬戸内海で発生しており、山や里（まち）から発生した生活ごみが川等を通じて海へ流れ出たものが多いとされている。特に、瀬戸内海の中央部に位置する本県では、その傾向が強いと考えられる。

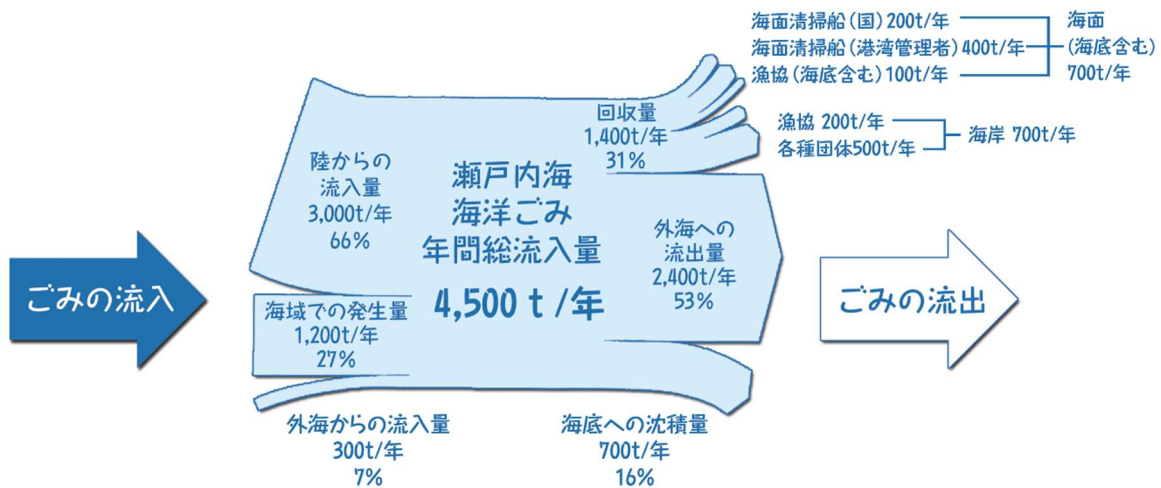


図2 瀬戸内海における海洋ごみ収支

2 香川県の海ごみの状況

(1) 海岸漂着ごみ

海岸漂着ごみは、瀬戸内海の良い景観や環境の悪化、海岸機能の低下等をもたらす。また、台風等の大雨時には、陸域から流出した大量の流木等が海岸に漂着し、その円滑かつ迅速な回収・処理が課題となる。

海岸漂着ごみの回収・処理については、海岸漂着物処理推進法に基づき、海岸管理者等^{※5}が行うこととなっており、本県においては、海岸管理者等である県及び沿岸各市町が回収・処理を行うほか、ボランティアによる回収も実施されている。

一方、潮流の関係等により、多くの海ごみが漂着する海岸の一部には、人の立ち入りが困難な海岸（アクセス困難海岸）があり、住民等のボランティア活動や海岸管理者等による定期的な回収が特に難しく、課題となっている。

※4 瀬戸内海における海洋ごみ収支：藤枝繁，星加章，橋本英資，佐々倉諭，清水孝則，奥村誠崇：沿岸域学会誌，Vol. 22(4)，pp. 17-29，2010

※5 海岸管理者等：海岸漂着物処理推進法第2条4項において、「海岸法の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行うものであって、その権原に基づき又は、他の法令に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共団体の用に供されている海岸の土地を管理する者」であり、「その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない」とされている。

令和6年度に行った、「水辺の散乱ゴミ指標評価手法（海岸版）^{※6}」に基づく県内268海岸の目視調査の結果から、県が推計した県内海岸の海岸漂着ごみの総量は、自然物を除いて58tであり、近年、減少傾向である。（図3参照）

また、その種類について、県内10海岸（関谷海岸、室本港、西白方海岸、里浦港、堂浦海岸、ホジノ浦瀬戸海岸、高松市東部下処理場北側海岸、小豊島港、釜居谷海岸、山田海岸）を抽出して組成調査を行ったところ、個数割合ではプラスチック類（プラスチックと発泡スチロール）が9割以上を占めており、中でも飲料用ペットボトルや食品の容器包装の割合が多かった。

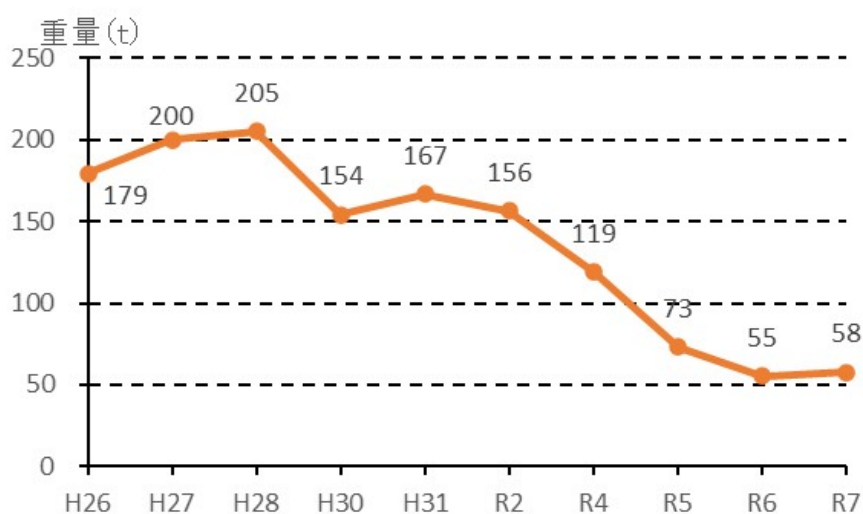


図3 香川県の海岸漂着ごみ量の経年変化（香川県調査）

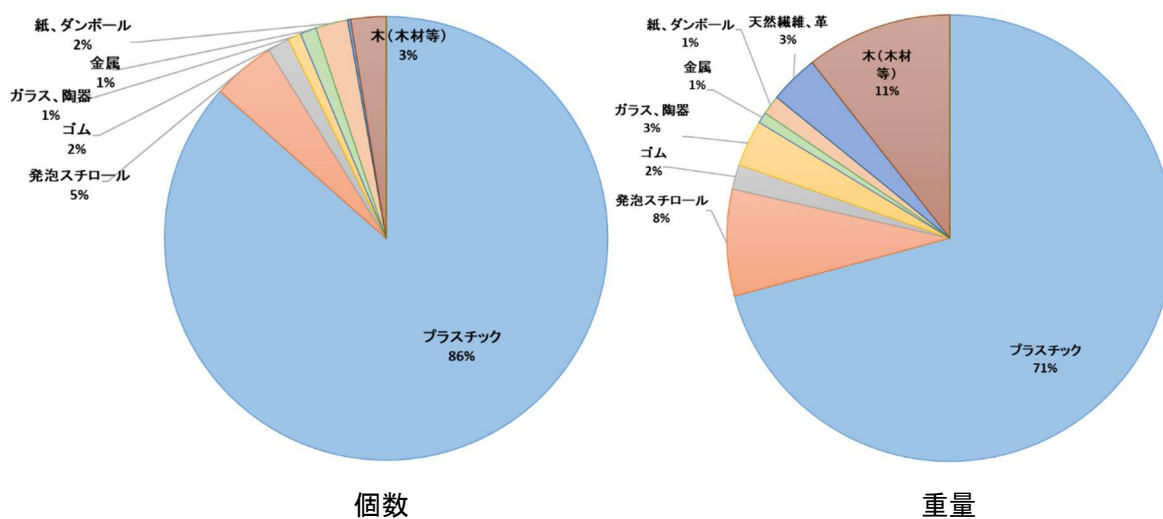


図4 香川県の海岸漂着ごみの種類割合（令和6年度香川県調査）

※6 水辺の散乱ゴミ指標評価手法（海岸版）：国土交通省東北地方整備局、J E A N / クリーン アップ全国事務局（現一般社団法人 J E A N）及び特定非営利活動法人パートナーシップオフィスが2004年に協働で開発。

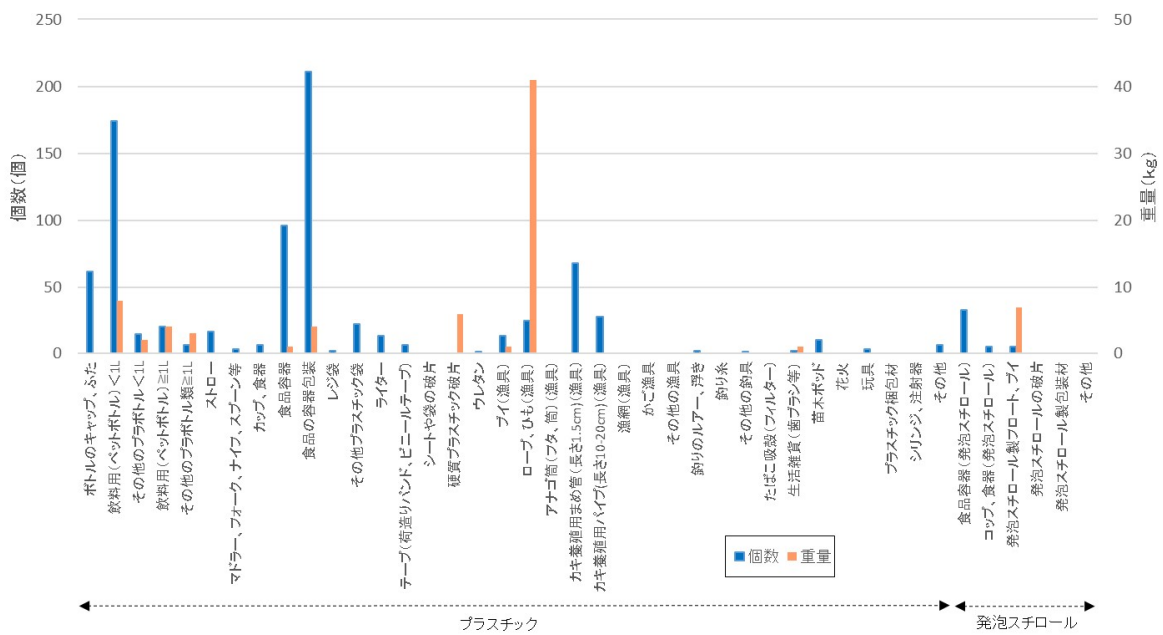


図5 香川県における海岸漂着ごみ中のプラスチック類の状況（令和6年度香川県調査）

(2) 漂流ごみ

地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみについては、海岸漂着物処理推進法において、国及び地方公共団体が、その円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない旨の規定があるが、回収・処理の責任が明確になっていない。

本県においては、備讃瀬戸・備後灘・燧灘東部の海域(港湾区域及び漁港区域を除く。)では、船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、国の海面清掃兼油回収船「美讃」による海面清掃が行われている。また、高松港においては、県の海面清掃船「みずきⅡ」により海面清掃が行われている。

令和7年度に、国の海面清掃兼油回収船「美讃」及び県の海面清掃船「みずきⅡ」の回収実績から、県が推計した県内海域の漂流ごみの総量は15tであり、令和2年度に県が調査した推計量の24tから減少していた。その種類は、個数割合では、プラスチック類（プラスチックと発砲スチロール）が8割以上を占めていた。特に、発砲スチロールは5割以上を占めており、中でも発砲スチロールの破片が最も多かった。

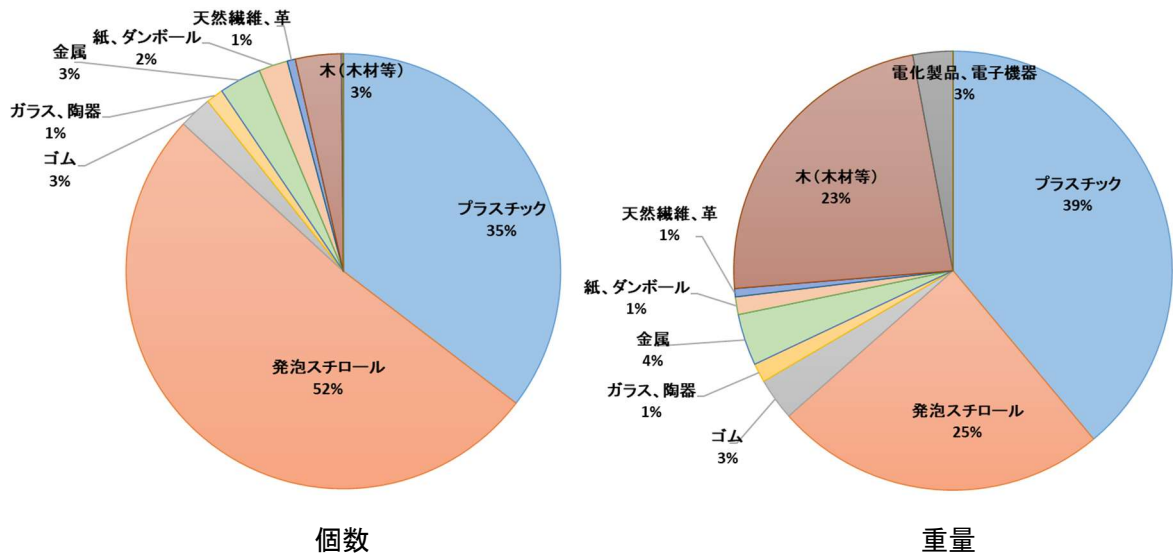


図6 香川県における漂流ごみの種類割合（令和7年度香川県調査）

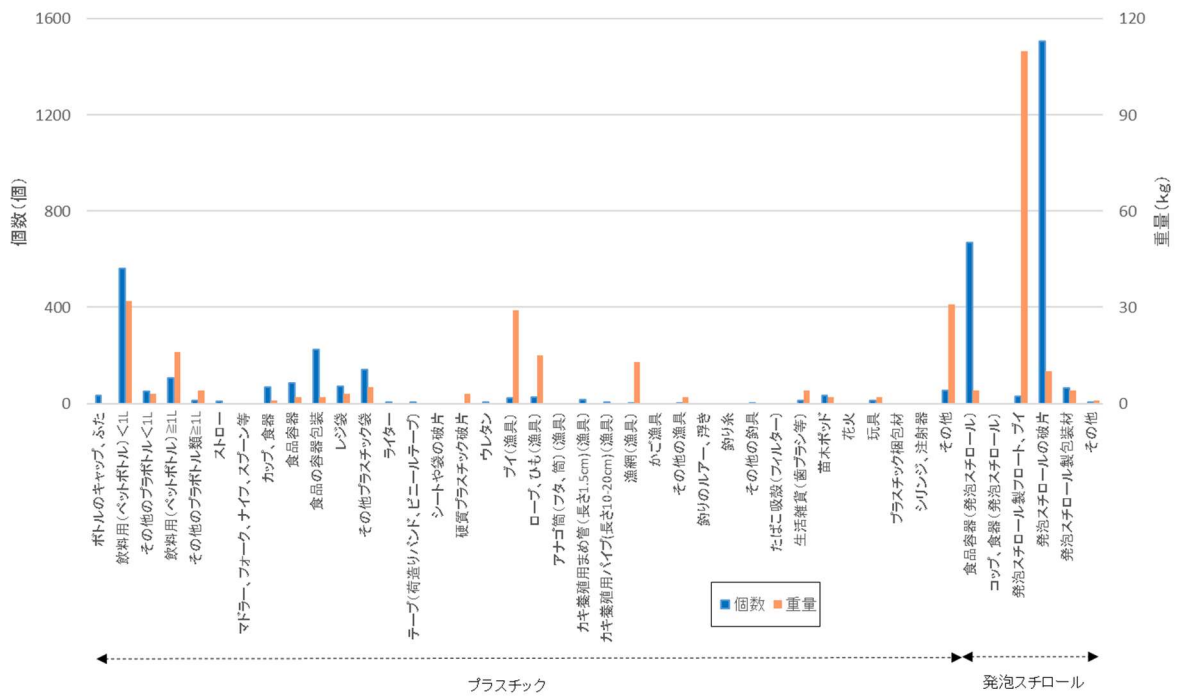


図7 香川県における漂流ごみ中のプラスチック類の状況（令和7年度香川県調査）

(3) 海底堆積ごみ

生態系や底質の環境に悪影響を及ぼす海底堆積ごみも、漂流ごみと同様に回収・処理の責任が明確になっていない。

本県においては、平成 25 年に、香川県海ごみ対策推進協議会において、全国初の取組みとなる漁業者、市町、県の三者協働による香川県方式の回収・処理システムを構築し、回収・処理を行っている。

令和 6 年度に県内 11 海域、令和 7 年度に県内 10 海域において底びき網船による回収作業を行い、回収した海底堆積ごみを調査した結果から、県が推計した県内海域の海底堆積ごみの総量は約 171t であり、令和 2 年度に調査した推計量の 325t から減少していた。その種類は、個数割合ではプラスチックが 8 割以上を占めており、中でも食品の容器包装が最も多かった。

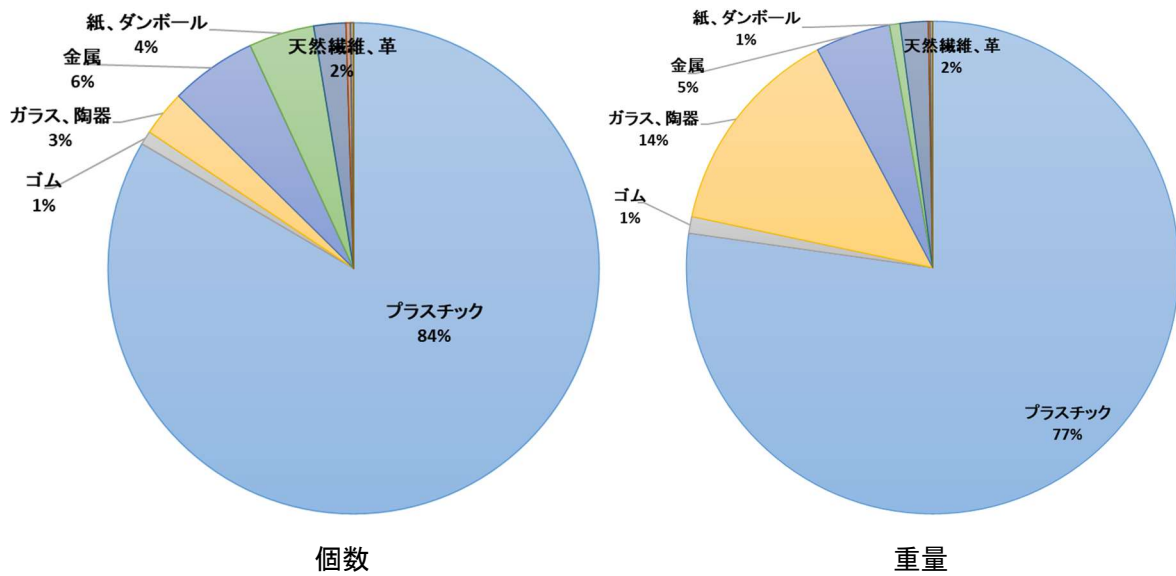


図 8 香川県における海底堆積ごみの種類割合 (令和 6・7 年度香川県調査)

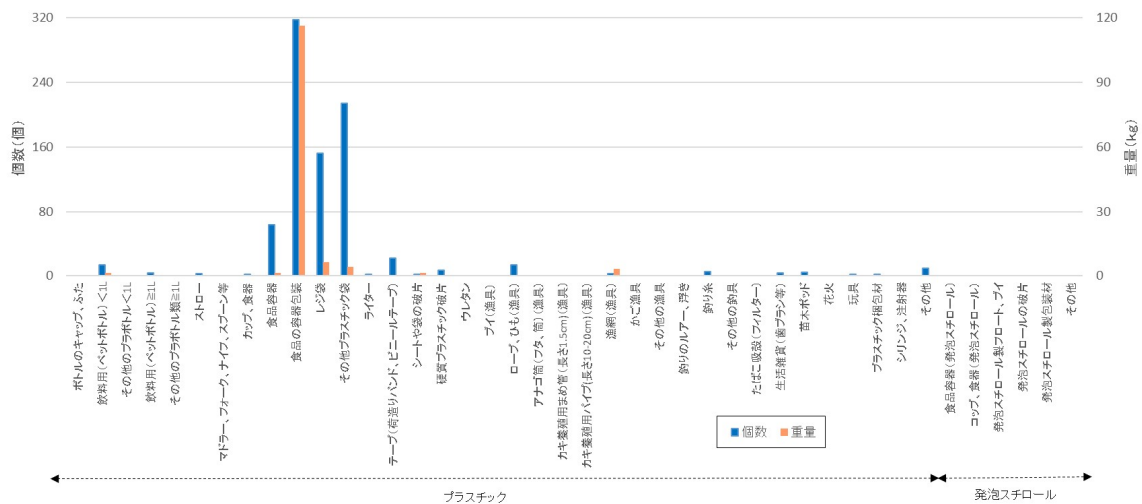


図 9 香川県における海底堆積ごみ中のプラスチック類の状況 (令和 6・7 年度香川県調査)

3 海ごみに関する最近の動き

(1) プラスチックごみの取組み

海ごみは海洋環境に深刻な影響を及ぼしており、特に、海ごみの多くを占めるプラスチックは、廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチックによる環境汚染が世界的課題である。また、プラスチックごみが太陽の紫外線等で劣化し、5ミリ以下まで破砕・細分化されたマイクロプラスチックは回収・処理が困難であり、生態系への影響が懸念されている。

そこで、政府は、令和元年5月に「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を変更するとともに、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewable^{※7}（再生不可能な資源への依存度を減らし再生可能資源に置き換える）を基本原則に掲げて資源循環を推進している。また、令和4年4月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」が施行され、プラスチック使用製品の製品設計から製造、使用、排出、回収・リサイクルまでの各段階での資源循環の取組みが強化されている。

令和元年6月には、G20大阪サミットにて海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、令和5年5月のG7気候・エネルギー・環境相会合にて、この目標の実現を2050年から10年前倒しすることが合意された。

(2) 広域連携の取組み

瀬戸内地域においては、海ごみ問題の解決に向けて、令和2年12月に包括的海洋ごみ対策プロジェクト「瀬戸内オーシャンズX^{※8}」を開始し、令和10年3月まで実施することとしている。また、令和4年4月には、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正により、海洋プラスチックごみ等の発生抑制対策を国と地方公共団体の責務とする旨が規定され、令和5年10月には、環境省の主導による海洋ごみ削減に向けた広域的な連携として、「瀬戸内海プラごみ対策ネットワーク^{※9}」（以下「瀬戸プラネット」という。）が立ち上げられた。

※7 3R+Renewable: リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3つの頭文字をとったものに、Renewable(再生可能資源への代替)を加えたもの。

※8 瀬戸内オーシャンズX: 香川県、岡山県、広島県、愛媛県の瀬戸内4県と日本財団による共同事業であり、①調査研究、②企業・地域連携、③啓発・教育・行動、④政策形成を4つの柱として、瀬戸内海に流入する河川ごみや海底堆積ごみの実態を把握するための大規模調査や、資源循環型社会づくりに関する検討等を進めている。

※9 瀬戸内プラごみ対策ネットワーク: 環境省と瀬戸内海流域の関係14府県から構成され、取組みや課題の共有、実態の把握、海洋ごみ削減への行動を連携して行うことで、これ以上プラスチックごみを増やすことなく、きれいで豊かな瀬戸内海を守るための活動に取り組んでいる。

第4章 香川県の海ごみ対策の基本方針

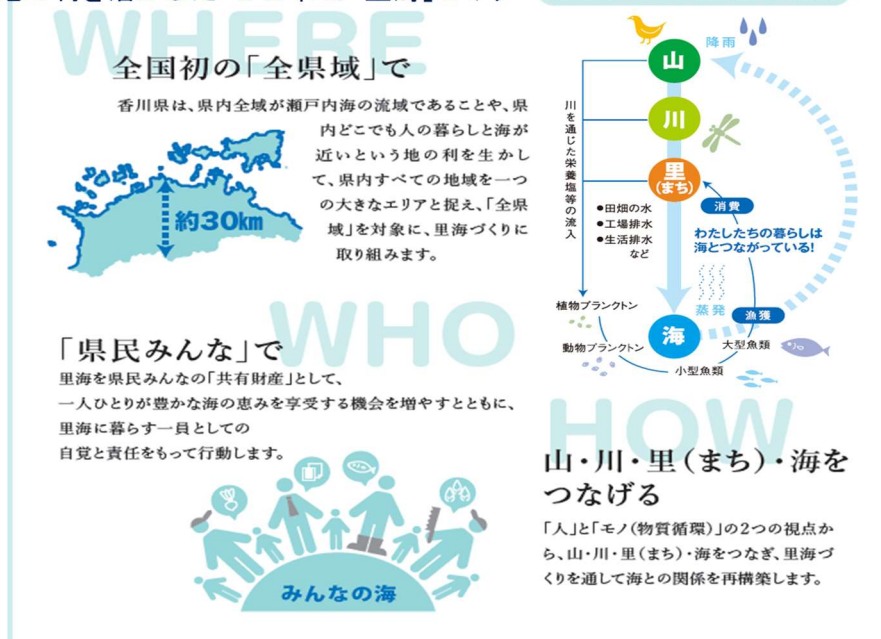
香川県では、平成25年9月に、「かがわ『里海』づくりビジョン」を策定し、「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現を目指して、県民の幅広い主体的な参画や理解のもと、海だけでなく、海につながる山・川・里(まち)を一体的に捉えて保全・活用していく「里海」づくりの取組みを進めている。

「里海」を活かした新しい価値創造

～SATOUMIを香川から世界へ～



地の利を活かした かがわの「里海」づくり



海ごみについては、同ビジョンの中で、「里海」づくりの重要課題の一つとして位置付けていることを踏まえ、本県の海ごみ対策を進めていく上での基本方針を以下に示す。

1 海ごみの回収・処理の取組みを拡大していくこと

海ごみのうち、海岸漂着ごみについては、海岸管理者等が回収・処理を行っているほか、地域住民等によるボランティア活動も重要な役割を果たしている。また、海底堆積ごみや漂流ごみについても、漁業者によるボランティア回収が行われており、今後もこうした取組みが広がっていくよう、対策を講じていく。

2 海ごみの発生抑制の取組みを拡大していくこと

本県海域の海ごみは、プラスチック製包装容器や発泡スチロールをはじめとする生活ごみが大半を占めており、日常生活から出たごみが、山や里（まち）から川等を通じて海へ流れ出たものが多いと考えられることから、海へのごみの流出を防ぐ、発生抑制の取組みが広がっていくよう、対策を講じていく。

3 海域・陸域一体となった総合的な海ごみ対策を推進すること

海ごみ対策は継続して実施していくことが重要であり、海ごみの減少に向けて、より効率的、効果的な回収・処理の取組みや、発生抑制・普及啓発に努め、「かがわ『里海』づくりビジョン」に掲げる「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現を目指して、県民みんなで取り組む、海域・陸域一体となった総合的な海ごみ対策を積極的に進めていく。

第5章 海ごみの回収・処理対策の推進

1 海岸漂着ごみ

海岸漂着ごみについては、海岸漂着ごみ対策を重点的に推進する区域（重点区域・最重点区域）を定め、効率的かつ効果的な回収・処理を推進する。

海岸延長に占める重点区域の割合

海岸延長(km)	538/737 ≒ 73%
海岸箇所数	303/520 ≒ 58%

海岸延長に占める最重点区域の海岸の割合

海岸延長(km)	3/737 ≒ 0.4%
海岸箇所数 ^(注)	4/520 ≒ 0.7%

(注) 海岸の一部のみが最重点区域に定められている海岸については、1箇所として計上している。

海岸漂着ごみの回収・処理は、通常、海岸管理者等が行っている。回収量の拡大に向けては、香川県海岸漂着物対策活動推進員^{※10}（かがわ海ごみリーダー）を養成し、県海ごみ対策事業の講師やアシスタントとして登用する等、かがわ海ごみリーダーを海岸漂着ごみ対策における中核的主体として活用する。

また、リフレッシュ瀬戸内^{※11}、さぬき瀬戸クリーンリレー^{※12}、「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業^{※13}、県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」^{※14}等を通じて、地域住民や民間団体等のボランティアによる回収を促進する。

(1) 重点区域

① 重点区域の定義

重点区域は、本県の海岸のうち、海岸漂着ごみにより、海岸の景観や環境の保全、県民の利用等に悪影響が生じないよう特に配慮する必要のある公共の海岸とする。

② 重点区域の選定

重点区域は、海岸漂着ごみの状況や回収・処理の取組状況、海岸の地形（砂浜、岩礁、堤防、護岸等）、景観（景勝地、観光名所等）、利用状況（海水浴場、港湾、漁港、埋立地等）、動植物の生息地・生育地（希少生物、海浜生物等）等を考慮し、次の（a）又は（b）のいずれかに該当する海岸であって、別図に示すものとする。

※10 海岸漂着物対策活動推進員：海岸漂着物処理推進法第16条に「都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。」と規定。

※11 リフレッシュ瀬戸内：11府県107市町村で構成する瀬戸内・海路ネットワーク推進協議会が多くのボランティアの協力を得て6月～8月の期間で実施する海岸清掃活動。

※12 さぬき瀬戸クリーンリレー：市町を通じてボランティア活動による海岸清掃への参加を呼びかけ、9月～10月の期間で実施する海岸清掃活動。

※13 「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業：地域住民のボランティアによる海岸清掃等を県や市町が支援する事業。

※14 県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」：香川県・香川県海ごみ対策推進協議会が10月下旬から11月上旬にかけてボランティアの参加者を募集し実施する清掃活動。活動場所は県内全域。

- (a) 海ごみが漂着する海岸であって、県民や民間団体等との連携・協働により海岸漂着ごみの回収・処理を継続的に行っている海岸
- (b) 香川県海岸保全基本計画^{※15}において整備対象となっている海岸で、環境面及び利用面の現況評価において、Aランク又はBランクの評価を受けている海岸、若しくは同等の評価をすることが適当と認められる海岸

③ 重点区域における海岸漂着ごみ対策

海岸漂着ごみの回収・処理に関わる関係者は、適切な役割分担のもと、相互協力して、重点区域における海岸漂着ごみの回収・処理に取り組むよう努める。特に、海岸管理者等は、その管理する重点区域の海岸を定期的に巡回し、海岸漂着ごみの状況把握に努めるとともに、海岸漂着ごみによって海岸の景観や環境の保全、あるいは住民の利用等に影響が生じている又は生じるおそれがあると認められるときは、国の補助金を活用する等、重点区域における海岸漂着ごみの回収・処理を優先して行う。

(2) 最重点区域

① 最重点区域の定義

最重点区域は、本県の重点区域のうち、潮流その他の影響により海ごみの漂着が特に顕著であり、従前の対策又は他の重点区域と同様の対策では、良好な景観や環境の保全、県民の利用等に特に支障が生じている又は生じるおそれがあると認められる海岸又は海岸の一部とする。

② 最重点区域の選定

最重点区域は、次の2つの基準を満たしている海岸又は海岸の一部であって、県が支障の程度、地理的要因等について総合的に勘案し、特に対策を実施する必要があるとした別図の海岸とする。

- (a) 本県の重点区域であること。
- (b) 「水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）」による調査で、ランク4以上である、又は、同等以上の精度を有する調査方法により、前述のランク4相当以上の海岸漂着ごみが存していると認められる海岸であること。

③ 最重点区域における海岸漂着ごみ対策

重点区域における海岸漂着ごみ対策のほか、離島など最重点区域における清掃活動やボランティアによる清掃活動等により、特に重点的に対策を行う。

※15 香川県海岸保全基本計画：国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、関係市町村長及び関係海岸管理者の意見を聴くとともに地域の意見を反映した計画で、都道府県知事が定めるものであり、香川県では、平成15年に「燈灘沿岸 海岸保全基本計画」及び「讃岐阿波沿岸 海岸保全基本計画」を策定しており、平成27年12月にそれぞれの計画の一部を変更。

2 漂流ごみ

漂流ごみについては、国は、備讃瀬戸や備後灘、燧灘東部の広域において海面清掃兼油回収船「美讃」により回収・処理を行い、県は、高松港の港湾区域において海面清掃船「みずきⅡ」により、回収・処理を行う。

また、各港湾管理者は、必要に応じ、国の補助金等を活用し、港湾区域における回収・処理に努めるものとする。

3 海底堆積ごみ

海底堆積ごみについては、香川県海ごみ対策推進協議会において、漁業者、市町、県の三者協働による香川県方式の回収・処理を実施する。具体的には、漁業者は小型機船底びき網漁業の操業時等に引き揚げられた海底堆積ごみ等をボランティアで港まで持ち帰り、分別・保管後に、一般廃棄物は所管の市町が処分し、市町が処理困難なごみについては県が処理を行う。そして、この取組みがさらに拡大するよう漁業者等へ働きかけを行う。



図 10 香川県方式の回収・処理システム

また、幼稚魚の育成の場として重要な浅海域で、かつ通常の漁業操業では海底堆積ごみの回収・処理が困難な海域（小型機船底びき網漁業禁止区域）において、市町が回収・処理事業を実施する場合は、県は国の補助金を活用する等、市町等に補助を行う。

<対策の進捗状況を示す指標>

項目	現在値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
海岸漂着ごみ量	58 t	48 t
漁業協同組合における香川県方式の回収・処理システムに参画する団体の割合	60%	70%

第6章 海ごみの発生抑制対策の推進

1 海ごみの発生抑制対策

海ごみの種類や由来は様々であり、その特性等を分析し、それに応じた発生抑制対策を講じることが効果的である。本県は閉鎖性海域である瀬戸内海に面し、海ごみの多くが沿岸地域の河川等を通じて流出したものであることから、その発生を抑制するためには、ごみの減量化やリサイクルの推進、不法投棄対策等に取り組むことが重要である。このため、県及び市町は連携・協働し、次のごみの不法投棄防止や河川等へのごみの流出防止策を講じる。

なお、清掃活動やごみの回収・処理の際には、海ごみの特性等の分析（例えば、一般社団法人 J E A N のごみ調査・データカード^{※16}の利用等）に努め、効果的な発生抑制対策を検討し実施する。

- ・ 県は、香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会^{※17}で情報交換を行い、ヘリコプター等によるパトロールを実施するとともに、市町職員に産業廃棄物処理施設等への立入権限を付与する等、連携して不法投棄の未然防止や事案処理に当たる。
- ・ 夜間・休日パトロールの実施や「廃棄物 110 番^{※18}」の設置、環境監視員の委嘱、民間企業との協定締結等により、不法投棄等の情報把握を行い、早期発見に努める。
- ・ リフレッシュ「香の川」パートナーシップ事業^{※19}等により、地域住民や民間団体等の河川清掃活動を促進する。
- ・ 県民一人ひとりが、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式や事業活動を見直すよう、ホームページ・SNS 等による広報の実施、環境キャラバン隊等による出前講座や、環境負荷の低減に取り組む事業所等の積極的な PR に取り組む。
- ・ 一般廃棄物の適正処理を推進するとともに、ごみの不法投棄防止や河川等への流出防止対策を連携・協働して実施する。

2 海ごみ問題の普及啓発

県及び市町は、県民一人ひとりが海ごみ問題についての理解を深め、その自覚を高められるよう普及啓発や環境教育を実施する。県民や民間団体等は、海岸清掃活動へ積極的に参加するとともに、民間団体等は普及啓発や環境教育への参画を通じ、県や市町、県民等の連携・協働のつなぎ手となることが求められる。

※16 一般社団法人 J E A N のごみ調査・データカード：「国際海岸クリーンアップ（海岸清掃時において、ごみの種類や量を世界共通の項目で記録する活動）」で使用されているものに、日本独自の項目を加えた海ごみの調査票。

※17 香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会：産業廃棄物の不適正処理の防止、迅速・的確な対応を図るため平成 6 年に設置。県、警察、国、市町等で構成。

※18 廃棄物 110 番：広く県民から不法投棄や野外焼却等の情報提供を受ける目的で設置。「087-832-5374（ヤミニゴミナシ）、0120-537483（ゴミナシバンザイ）」

※19 リフレッシュ「香の川」パートナーシップ事業：地域住民のボランティアによる河川清掃等を県や市町が支援する事業

(1) 海ごみに関する学習機会の提供

家庭、職場、地域等あらゆる場において、海ごみ問題について学べるよう、環境キャラバン隊やかがわ里海大学^{※20}による海ごみ学習講座等、環境学習ができる機会を充実する。

また、地域や小・中学校及び高等学校での環境教育の取組みをサポートするため、海ごみに関する情報を掲載した教材の作成・配布を行う。

(2) ボランティア清掃の支援

県及び市町は、海岸清掃活動への参加体験により環境教育の効果が高められることから、県民や民間団体等による自主的な海岸清掃活動を「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業や県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」等を通じて支援する。

また、ごみ袋の提供、ごみの運搬・処分、清掃用具の貸出等を行うことで、ボランティアが活動しやすい環境の整備に努める。

(3) 香川県海岸漂着物対策活動推進員（かがわ海ごみリーダー）の養成・活用

海ごみ問題について、広く県民に普及啓発できる人材を育成するため、かがわ里海大学で「海ごみリーダー養成講座」を開講する等、人材育成講座や研修会の充実を図る。

また、養成講座を修了した方等を香川県海岸漂着物対策活動推進員（かがわ海ごみリーダー）として委嘱し、県の海ごみ対策事業等の講師やアシスタントとして登用することで、育成した人材が活躍できる場を広げていく。

さらに、かがわ海ごみリーダーの活動を積極的に発信することで、県民一人ひとりに対して、ごみを多く出す生活の見直しや清掃活動への参加を促す。

(4) 海ごみに関する情報の効果的な発信

海ごみ対策のシンボルキャラクター「ウミゴミラ」を活用しながら、啓発ポスター、ホームページ・SNS 等により、海ごみに関する幅広い情報を効果的に発信する。

<対策の進捗状況を示す指標>

項目	現在値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
県内一斉海ごみクリーン作戦の参加延べ人数【累計】	207千人 (R2～R6累計)	270千人 (R8～R12累計)
香川県海岸漂着物対策活動推進員 (かがわ海ごみリーダー)の委嘱人数	43人	72人

※20 かがわ里海大学：里海づくりをけん引する人材の育成を目的に、香川県と香川大学が共同で設立した「学びと交流の場」。里海づくりに必要なスキルや知識を高める講座から、広く里海への理解を深める一般向けワークショップや体験ツアーまで、さまざまな講座を開講している。

第7章 **海洋プラスチックごみ対策**

1 プラスチックごみの回収・処理

環境中に放出されたプラスチックごみが長期間放置され、破砕・細分化されたマイクロプラスチックは回収が困難であり、破砕・細分化する前に、回収・処理を進めていくことが重要である。

このため、第5章で、回収・処理を効率的・効果的に推進するための重点区域及び最重点区域を定め、重点的に海岸漂着ごみ対策に取り組んでいくこととしている。それ以外の海岸においても、海岸漂着ごみの実態を把握するための調査を実施し、必要に応じて対策を検討する。

また、瀬戸内海における海洋プラスチックを含む海ごみ問題の解決には、広域的な取組みが重要であることから、「瀬戸内オーシャンズX」や「瀬戸プラネット」等により、瀬戸内海関係府県との連携を強化し、回収・処理を促進する。

2 プラスチックごみの発生抑制

本県海域の海ごみは、ペットボトルや食品容器等のプラスチックごみが多くを占めており、日常生活から発生したプラスチックごみが、山や里（まち）から川等を通じて海へ流れ出ているものと考えられることから、海へ流れ出るプラスチックごみの発生をできる限り抑制することが重要である。

そのため、3R+Renewableの推進により、これまでの大量生産・大量消費型社会からの転換を図っていくことが求められており、具体的には、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュース等による使用の削減や、リユース容器・製品の利用促進等により排出を抑制するとともに、効果的・効率的で持続可能なリサイクルを行い、プラスチックから紙や木材等への原料の転換を促進していくほか、やむを得ず廃棄するプラスチックごみについては、適正な処分を徹底する。

また、プラスチック製容器包装・製品の過剰な使用の抑制や代替素材への転換等に取り組む小売店等を広く紹介することにより、事業者の主体的な取組みを促進するとともに、3R+Renewableの推進に向けた県民や事業者の機運醸成に努める。

第8章 **関係者の役割分担及び相互協力に関する事項**

1 関係者の役割分担

海ごみは、山、川、里(まち)、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着等したものであり、海岸を有する地域だけでなく、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となって、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）等の施策と相まって海ごみの発生を効果的に抑制する等、広範な関係主体による取り組みが必要である。

そのため、国、県、市町、海岸管理者等、県民、民間団体等の関係者は、それぞれの立場を理解した上で、適切な役割分担のもと、相互協力して海ごみの発生抑制や回収・処理に取り組むことが重要である。

(1) 国の役割

国は、海ごみの回収・処理、発生抑制、実態把握、関係者の連携強化等の対策について、全国規模での総合的な施策を策定し、実施する。また、県や市町が実施する回収・処理や発生抑制の取り組みに対して財政支援を行う。

(2) 県の役割

県は、広域的観点から、本推進計画に基づき海ごみ対策を積極的に推進するとともに、「香川県海ごみ対策推進協議会」を通じて、関係者が円滑に連携・協働できるよう努める。また、海ごみの多くが他の府県等の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請等に基づき、他の府県等に対し、海ごみの回収・処理その他必要な事項について協力を求める。

(3) 市町の役割

市町は、海岸管理者等による海ごみの回収・処理に関し、関係者の合意形成を図るとともに、平成22年3月30日付け環境省廃棄物対策課長通知を踏まえ、回収された海ごみを、市町の一般廃棄物処理施設に受け入れる等、処分を行う。また、市町は、海岸管理者等が管理する海岸の海岸漂着ごみに起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着ごみの回収・処理のため必要な措置を講じるよう要請する。

(4) 海岸管理者等の役割

海岸管理者等は、管理する海岸における海岸漂着ごみの状況を把握するとともに、海岸の清潔が保たれるよう、関係者の協力を得て、海岸漂着ごみの回収・処理のため必要な措置を講じる。

(5) 香川県海岸漂着物対策活動推進員（かがわ海ごみリーダー）の役割

地域の海岸漂着ごみ対策の重要性に関する住民の理解を深め、住民や民間団体等に対する助言や情報提供その他の協力の実施等、地域の海岸漂着ごみ対策に係るパートナーシップ作りの中核的役割を担うことが求められる。

(6) 県民や民間団体の役割

県民は、一人ひとりが日常生活に起因するごみについて、3Rに取り組むほか、地域での海岸・河川等の清掃活動への積極的な参加が求められる。

民間団体は海ごみの回収・処理やその発生抑制において自ら主体となって活動を行うとともに、環境教育や普及啓発等への参画を通じ、県や市町、県民等の連携、協働のつなぎ手として役割を担うことが求められる。

(7) 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物の適正処理や3R+Renewableの推進等により、海ごみの発生抑制に努めるとともに、地域の海岸清掃活動等への参加や協力により、社会貢献に努める。

また、漁業者は、漁具等の海域で使用される資材について、厳しい海況等に起因する非意図的な流出が可能な限り発生しないよう、これらの資材の点検等、日頃からの流出防止対策に取り組む。

2 関係者の相互協力による海ごみ対策

(1) 地域住民や民間団体等との連携協働

本県では、地域住民や民間団体等との連携・協働による海ごみの回収を重要施策の一つに位置づけ、ボランティアによる清掃活動を支援する事業を実施している。今後とも支援事業を継続するとともに、より一層の充実を図る。

民間団体等との連携・協働等において、県や市町は民間団体等を支援するのみならず、民間団体等の有する豊富な知見や幅広いネットワークを活用することにより、海ごみ対策を効果的に推進するよう努める。

また、海ごみ対策を含む「里海」づくりに取り組んでいる企業・団体を「かがわ里海づくりパートナー」に登録し、県において情報発信を行うとともに、個別の活動支援により海ごみ対策の取組みを活性化させる。

(2) 瀬戸内海関係府県との連携

瀬戸内海は、外洋からの海ごみの流入量が少ない広範な閉鎖性海域であるため、瀬戸内海関係府県と連携した海ごみ対策は特に有効である。

そのため、「瀬戸内オーシャンズX」や「瀬戸プラネット」等を活用して、瀬戸内海に流入する河川ごみを把握するための実態調査や瀬戸内海の流域を対象とした一斉清掃イベントを実施する等、関係府県との情報交換や連携した取組みを進める。

第9章 香川県海ごみ対策の実施に当たって配慮すべき事項 その他海ごみ対策の推進に関し必要な事項

1 災害緊急時における対応

「香川県地域防災計画（一般対策編）」の「公共施設等応急復旧計画」に従い、県は、洪水等により大量のごみが海に流出したときは、国、県、市町の役割分担について連絡調整を行い、情報を的確に把握し、迅速な回収・処理を促進する。

情報収集に当たっては、「災害に伴う海岸漂着ごみ等に関する情報収集体制」（平成21年9月策定、平成31年3月最終改訂）に従って、迅速かつ的確な情報収集を行う。

また、市町においても、地域防災計画に、災害緊急時における海ごみの情報収集体制を盛り込み、的確な情報収集に努める。

災害緊急時における海岸漂着ごみ及び漂流ごみ対策の実施主体は、次の基本的な役割分担を踏まえ、相互に連携して迅速な対応を行う。

表2 基本的な役割分担

役割	実施主体
海岸漂着ごみや漂流ごみの情報収集	香川県
県管理の海岸における海岸漂着ごみの回収・処理	
高松港における漂流ごみ（流木等）の回収	
海ごみの処理受入先等の調整	
市町管理の海岸における海岸漂着ごみの回収・処理	市町
一般廃棄物処理施設での処理等の協力	
備讃瀬戸・備後灘・燧灘東部の海域における漂流ごみ（流木等）の回収	国（国土交通省四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所）

2 調査研究の推進

県は、効率的・効果的な海ごみ対策を実施するためにモニタリング調査等の調査研究に努めるものとし、海ごみの回収・処理に関わる関係者は、県が実施する調査研究に積極的に協力するものとする。

第 10 章 **計画の推進と財政上の措置**

1 計画の推進体制

より効果的・効率的な海ごみ対策を実施するため、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）のPDCAサイクルにより進行管理を行い、県、市町及び関係機関は、香川県海ごみ対策推進協議会を定期的に行い、その進捗状況について情報交換を行うとともに、必要な対策について協議する。

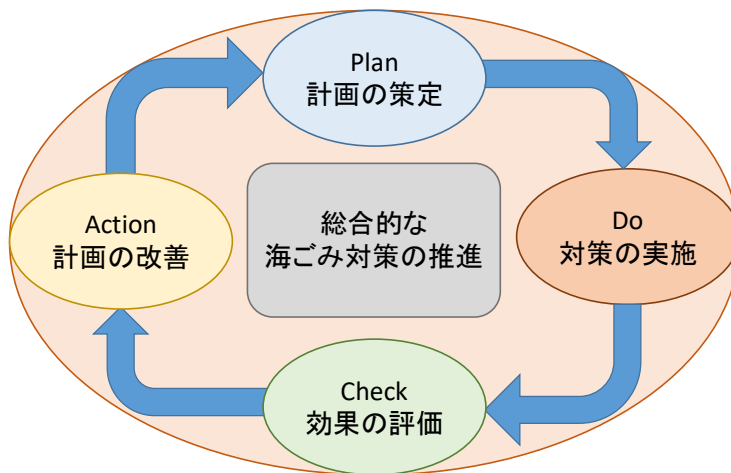


図 11 PDCA サイクル

2 財政上の措置

県において国の財政措置を要請しつつ、県及び市町は必要な財政上の措置を講じるよう努める。

3 推進計画の変更

推進計画の実施状況や調査研究の結果、国の施策状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直し及び変更を行う。

別図 重点区域・最重点区域

別表 重点区域・最重点区域一覧

《参考》

香川県海岸保全基本計画における環境・利用ランク

環境 ランク	環境要素	評価項目	備考
A	貴重な動植物	<ul style="list-style-type: none"> ・天然記念物 ・希少野生動植物種、特定植物群落 ・レッドリスト、レッドデータブック 	学術上あるいは自然保護上重要な動植物
	自然環境保全上の指定地域	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海国立公園：特別地域 ・文化財（史跡、名勝、天然記念物） ・鳥獣保護区特別保護地区 	法令等により、自然環境保全上の規制や指定を受け、特に開発行為等を制限すべき地域
	生物の生息地等の特異な生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・特に保全が必要な藻場、干潟 	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で特に保全が必要な地域
B	自然環境保全上の指定地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自然海浜保全地区、保安林 ・「日本の渚百選」「白砂青松 100 選」「日本の夕陽百選」「残したい香川の水環境 50 選」等に選ばれた海岸 ・鳥獣保護区、埋蔵文化財包蔵地 	法令等により、景観保全及び海岸利用上の規制や指定を受け、自然環境への配慮が必要な地域
	生物の生息地等の特異な生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・藻場、干潟 	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で自然環境への配慮が必要な地域

利用 ランク	評価項目	備考
A	<ul style="list-style-type: none"> ・特筆すべき観光資源、観光施設が立地しているもの ・海水浴場、海浜公園などが立地し、各種イベントなどが催されているもの ・マリンスポーツが盛んなところ ・利用計画が考えられているもの 	<p>利便施設（駐車場、トイレ、休憩施設など）を特に必要とするレクリエーション利用がされている海岸</p> <p>今後も利用促進をはかっていく必要がある海岸</p>
B	<ul style="list-style-type: none"> ・釣り、散歩ジョギングなどの海岸利用がされているもの ・港湾、漁港など 	<p>利便施設はあまり必要としないレクリエーション利用がされている海岸</p> <p>今後も利用面に対する配慮が必要となる海岸</p>

<対策の進捗状況を示す指標一覧>

項目		現在値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
回収・ 処理 対策	海岸漂着ごみ量	58 t	48 t
	漁業協同組合における香川県方式の回収・ 処理システムに参画する団体の割合	60%	70%
発生 抑制 対策	県内一斉海ごみクリーン作戦の参加延べ 人数【累計】	207 千人 (R2～R6 累計)	270 千人 (R8～R12 累計)
	香川県海岸漂着物対策活動推進員 (かがわ海ごみリーダー) の委嘱人数	43 人	72 人